

令和6年5月10日

一般社団法人全国訪問看護事業協会

「環境疾患過敏症患者・障害者への合理的配慮についての要望」について

平素より当協会の運営にご配慮いただき、有難うございます。

令和6年4月22日付文書により、ご要望いただいた標記について、下記のとおり回答いたします。

当協会は、訪問看護の事業者団体として、事業所の経営、サービスの質の確保向上等に関する調査研究、研修、訪問看護事業に関する情報提供等を行うことにより、会員事業所の支援、訪問看護事業の健全な発展を図ることを目的としています。会員数については、令和5年4月1日現在で全国の事業所の約54%となっております。

なお、情報提供については、訪問看護の運営に関する情報で、関係省庁、団体からの情報等をホームページ等で会員に周知しており、個人からの情報・要望等を協会から会員に周知することは原則行っておりません。

今回のご要望に関することで、当協会としての対応については、以下のとおりとなります。

- 1、令和6年3月25日の厚生労働省主管課長会議資料を令和6年5月8日にホームページで周知いたしました。
- 2、5省庁による香害対策ポスターの活用について、令和6年5月8日にホームページで周知いたしました。
- 3、環境疾患過敏症・障害についての講義等を来年度の当協会の研修プログラムに組み込むことを検討することといたしました。

以上